

都 監 第 126 号
平成 31 年 2 月 28 日

都 城 市 長 様
都 城 市 議 会 議 長 様
都 城 市 教 育 委 員 会 教 育 長 様

都 城 市 監 査 委 員 新 井 克 美
都 城 市 監 査 委 員 上 之 園 誠
都 城 市 監 査 委 員 黒 木 優 一

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定に基づき、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、その旨を通知してください。

目 次

	ページ
第1 監査の種類	1
第2 監査の目的	1
第3 監査の対象	1
第4 監査の着眼点及び主な実施方法	2
第5 監査の実施期間等	2
第6 監査の結果	
1 一般財団法人都城市体育協会（所管課 スポーツ振興課）	3
2 株式会社文化コーポレーション（施設所管課 スポーツ振興課）	4
3 株式会社文化コーポレーション（施設所管課 生涯学習課）	7
4 真栄産業株式会社（施設所管課 環境施設課）	8
5 社会福祉法人都城市社会福祉協議会（施設所管課 高崎市民生活課）	8
第7 監査の意見	10

凡 例

法律及び用語の略称は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|--|
| 1 自治法 | 地方自治法（昭和22年法律第67号） |
| 2 補助団体 | 市が補助金等を交付している団体 |
| 3 指定管理者 | 市が、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに、条例の定めるところにより市が指定し、当該公の施設の管理を行わせている法人その他の団体（自治法第244条の2第3項） |
| 4 高崎市民生活課 | 高崎総合支所市民生活課 |

財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種類

自治法第199条第7項の規定による、補助団体及び指定管理者に対する監査

第2 監査の目的

補助団体及び指定管理者に対し、出納その他の事務の執行がそれぞれの目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、これら補助団体等に対する所管課の指導・監督が適切に行われているかを検証することを目的として、都城市監査基準（平成29年度都監委訓令第1号）に基づき、監査を実施した。

第3 監査の対象

次に掲げる補助団体及び指定管理者について、平成29年度の出納その他の事務の執行状況を監査の対象とした（ただし、必要に応じて平成28年度以前又は平成30年度の分も対象とした。）。

団体名	所管課名	区分	指定管理施設の名称
一般財団法人都城市 体育協会	スポーツ振興課	補助団体	—
株式会社文化コーポ レーション	スポーツ振興課	指定管理者	早水公園体育文化センター 都城運動公園
株式会社文化コーポ レーション	生涯学習課	指定管理者	コミュニティセンター
真栄産業株式会社	環境施設課	指定管理者	リサイクルプラザ
社会福祉法人都城市 社会福祉協議会	高崎市民生活課	指定管理者	高崎デイサービスセンター 高崎老人福祉館 高崎介護予防ふれあい交流センター

第4 監査の着眼点及び主な実施方法

出納その他の事務の執行が法令、条例、規則及び協定等（以下「法令等」という。）により適正に処理されているかについて、以下の着眼点に基づき、監査を実施した。

監査は、補助団体及び指定管理者とこれらの所管課から提出された関係帳簿と証拠書類の調査を行うとともに、実地監査による関係書類の閲覧や現場確認、これら補助団体等及び所管課からの説明を聴取する方法により実施した。

1 補助団体に対する着眼点

- ① 補助事業は、目的に沿って適切かつ効率的に執行されているか。
- ② 補助金等の交付・確定事務は、適切に行われているか。
- ③ 補助金等に係る出納関係帳票の整備、会計経理等は、適切か。
- ④ 上記に関する所管課の指導は適切か。

2 指定管理者に対する着眼点

- ① 指定管理者の指定手続等は、法令等に基づき適正に行われているか。
- ② 基本協定書等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- ③ 利用料金制を採用している場合、その金額の設定及びその運用等は、適正か。
- ④ 公の施設の管理に係る出納関係帳票の整備、会計経理等は、適切か。
- ⑤ 上記に関する施設所管課の指導は適切か。

第5 監査の実施期間等

実施期間は、平成30年8月17日から平成31年2月21日までである。

監査の実施場所及び実地監査期間は、次のとおりである。

団体名 (所管課名)	実施場所	実地監査期間
一般財団法人都市体育協会 (スポーツ振興課)	早水公園体育文化センター 所管課及び監査委員事務局	平成30年8月17日から 平成30年11月1日まで
株式会社文化コーポレーション (スポーツ振興課)	早水公園体育文化センター、所 管課及び監査委員事務局	平成30年8月17日から 平成30年11月1日まで
株式会社文化コーポレーション (生涯学習課)	コミュニティセンター、所管課 及び監査委員事務局	平成30年8月17日から 平成30年11月1日まで
真栄産業株式会社 (環境施設課)	リサイクルプラザ、所管課及び 監査委員事務局	平成30年11月6日から 平成31年2月7日まで
社会福祉法人都市社会福祉協 議会 (高崎市民生活課)	高崎老人福祉館、高崎介護予防 ふれあい交流センター、所管課 及び監査委員事務局	平成30年11月6日から 平成31年2月7日まで

第6 監査の結果

1 一般財団法人都市体育協会（所管課 スポーツ振興課）

（1）補助の概要

平成 29 年度の補助の概要は、次のとおりである。

補助金名	決算額
都市体育協会運営費補助金	10,815,638円
都市みやざき県民総合スポーツ祭選手役員派遣費補助金	3,181,400円
計	13,997,038円

（2）監査の結果

ア 事業計画及び事業実績報告について

（ア）一般財団法人都市体育協会（以下「市体協」という。）が所管課に提出した「都市体育協会運営費補助金」（注）に関する事業計画書（都市スポーツ関係団体等運営費補助金交付要綱（以下、本項において「本件交付要綱」という。）第6条）及び事業実績報告書（同第8条）に記載された各事業内容が具体的でなかった。このため、市体協が当該補助金の交付を受けて実施した補助事業が、「体育・スポーツの健全な普及を図る」という目的（本件交付要綱第1条）に適合しているか否かが必ずしも明確でなかった。

所管課は、上記補助事業について、具体的な事業内容の記載のない事業実績報告書に基づいて補助金の交付を決定し、かつ、補助金の額を確定していた。

（注）本件交付要綱では、「体育協会運営費補助金」の名称を用いているのに対して、補助金等交付決定書（平成 29 年 7 月 6 日付都市指令第 658 号）では「都市体育協会運営費補助金」の名称を用いている。ここでは、後者の名称によった。

（イ）都市補助金等交付規則（平成 18 年規則第 64 号。以下「補助金等交付規則」という。）第 13 条第 2 項は、補助事業者等が補助金等の終局の受領者でない場合において、当該補助金等に係る実績報告書を市長に提出するときは、当該補助金等の終局の受領者が当該補助事業者に対してする実績報告に関する書類の写しを、当該報告書に添付しなければならない旨を規定している。

監査の結果、市体協は、都市みやざき県民総合スポーツ祭選手役員派遣費補助金（以下「本件派遣費補助金」という。）の終局の受領者である競技団体等から市体協に結果報告書の提出を求めるものとされているところ、一部の競技団体（グラウンドゴルフ 5 団体、ソフトバレー 1 団体）から結果報告書を受けず、これを添付しないまま、市長への実績報告を

行っていた。

所管課は、上記結果報告書の添付のない実績報告に基づき、補助金の額を確定していた。

支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）について、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠ったことにより市に損害を与えたときは、職員は、これによって生じた損害を賠償しなければならない（自治法第243条の2第1項後段、都城市財務規則（平成18年規則第65号）第290条）。担当職員は、この損害賠償責任について留意する必要がある。

(ウ) 市体協は、本件派遣費補助金について、大会終了後1月以内に実績報告をしなければならない（都城市みやぎき県民総合スポーツ祭選手役員派遣費補助金交付要綱第6条）ところ、大会終了（平成29年7月27日）から1月以上経過後（同年9月25日）に上記報告を行っていた。

イ 収支予算及び収支決算について

市体協は、都城市体育協会運営費補助金について、事業計画書及び事業実績報告書に親と子のスポーツ教室（以下、この項において「本件教室」という。）を記載しているのに対して、収支予算書及び収支決算書に本件教室に関する経費を計上していなかった。

所管課は、事業計画書等と収支予算書等間の記載の不一致について確認することなく実績報告を受理していた。

監査の際、市体協から、本件教室は、参加費による収入及び市体協の資産で運営する事業であって、補助金交付の対象となる事業ではないとの説明があった。

収支予算書等は、事業計画書等に文章で記載されている事業内容を、金銭の収支という観点から裏付けるものであり、所管課においては、これらの書面を漫然と受け取るのではなく、収支予算書等と事業計画書等の各内容を比較し、これらの整合性をチェックしなければならない。

所管課は、本件補助金の対象は運営費に関する補助金であること、事業計画書等と収支予算書等は所管課（市）が行う補助金交付に関する審査の重要な書類であること等に鑑みると、補助事業対象とならない事業であっても、これらの書類にその旨を明記すべきことを指導する必要がある。

2 株式会社文化コーポレーション（施設所管課 スポーツ振興課）

(1) 指定管理の概要

協 定 名 早水公園体育文化センター外7体育施設の管理運営業務に関する基本協定書（以下、本項において「本件体育施設基本協定書」という。）

対 象 施 設 早水公園体育文化センター、都城運動公園

指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

指定管理料 101,387,000円（平成29年度）

（2）監査の結果

ア 会計経理について

（ア）本件体育施設基本協定書第42条は、指定管理業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として独立の預金口座を開設し、適切な運用を図る旨を定めている。指定管理者は、本件指定管理に係る専用口座を設けているものの、この専用口座に振り込まれた直後に、指定管理料の全額を、本社で管理する別の口座へ移し、専用口座で指定管理業務の実施に係る収入及び支出を管理していなかった。

施設所管課は、定期モニタリングにおいて、「口座管理、経理の区分」について「専用口座・帳簿による管理がされている。」と評価していた。

なお、独立の預金口座に関する問題は、後述（第7の2の（1））する。

（イ）指定管理者は、掃除機5台分の請求書には、早水公園体育文化センター分2台と振り分ける旨の記載をしていたところ、当該センターの収支報告書には、消耗品費として5台分を計上していた。

イ 使用料について

（ア）都城市財務規則第51条第4項は、「収入事務受託者は、月ごとに受託収入金内訳書を作成し、関係書類とともに翌月10日までに課長に送付しなければならない。」と規定している。したがって、指定管理者は、上記手続を行わなければならないところ、使用料算定の基礎となる関係書類（運動施設利用許可申請書）を施設所管課長に提出していなかった。

施設所管課は、上記書類の提出を求めず、施設利用者から徴収した使用料の額が条例に適合しているか確認していなかった。

（イ）都城市都市公園条例（平成22年条例第42号。以下、本項において「本件公園条例」という。）に規定する武道館の使用料算定基準が明確でないため、指定管理者が次のような使用料の計算を誤って徴収し、施設所管課もこれを看過していた。

① 武道館における使用料について、単位（1時間）当たりの使用料の額（上記条例別表第1の1の（8））を誤って徴収していた事例

② 武道館の個人利用について、基礎額1人当たりか1面当たりか条例解釈上明らかでない事例

（ウ）本件公園条例第22条第1項は、有料施設等を利用する場合において、別表第5に掲げる事由に該当するときは、使用料を徴収しない旨を規定し、同条例別表第5は「公益を目的とする利用」として、「市内の65歳以上……のグループがその活動に利用する場合」を掲げている。また、本件公園条例第22条第4項は、減額又は免除が認められない場合において、「特別の理由」があると認めるときは、市長は使用料を減額し、又は免除

することができる旨を規定している。そして、都城市都市公園条例施行規則（平成 22 年規則第 48 号）第 5 条は、公園使用料減額・免除申請書の様式を定めている。

弓道場及び武道場について、個人で利用した場合は、条例上、使用料の減額又は免除は認められない。

そこで、平成 20 年 9 月 30 日、施設所管課は、本件公園条例第 22 条第 4 項を根拠として、「運動公園体育施設及び都城市武道館に係る使用料減免規定の取扱いについて」と題し、「使用料区分に「個人利用の場合」を設定する武道館、弓道場について取扱いを市内統一する必要」があることを理由に、市内に住所を有する 65 歳以上の個人が利用する運動施設の使用料の 2 分の 1 を減額する取扱いについて起案し、市長の決裁（以下、本項において本件市長決裁」という。）を得た。そして、施設所管課は、本件市長決裁を根拠として、公園使用料減額申請書（都城市都市公園条例施行規則第 5 条）の提出を求めることなく、65 歳以上の個人が利用する弓道場等の使用料について、「公益を目的とする利用」（本件公園条例別表第 5）の要件を設けることなく、また、この取扱いを、条例の公布のように周知することなく、減額していた。

ところで、公の施設は、公金（市民の税金等）を投じて設置し、管理運営を行っているものであり、これを管理運営するためには、一定の経費が必要になる。施設の使用料は、受益者負担の原則から、利用者が一部を負担するものである。そうすると、使用料を減免することは、施設の管理運営に要する経費について、施設を利用しない者を含む市民全員で負担することを意味する。したがって、使用料の減免に関する取扱いについては、市民の代表である議員によって構成されている議会によって、「条例」という形式をもって定めることが求められる。しかし、使用料減免に関するすべての取扱いを条例で定めることは困難であるから、条例では基本的な事項を定め、その他の個別事案については条例で定めた基本的な取扱いの趣旨を踏まえて市長の裁量に委ねざるを得ない（条例で定めていない事案について減免を認めることが相当と判断された事案が発生した場合に、その都度、臨時議会を招集して条例を改正することは現実的でない。）。

本件公園条例第 22 条第 4 項は、このような趣旨と解される。そうすると、本件市長決裁において、個別事案ではなく、恒常的な事案についてまで「特別事情」として、使用料減免の取扱いを認めていたことは、条例で委任された市長の裁量を逸脱し、市長決裁という方法によって実質的には条例改正の運用をしていると解されるおそれがある。

次に、本件公園条例第 22 条別表第 5 は「公益を目的とする利用」として、「市内の 65 歳以上……のグループがその活動に利用する場合」を掲げているのに対して、本件市長決裁においては、「公益を目的とする利用」

の要件を設けることなく、使用料 100 円を 50 円に減額する取扱いとした。個人が利用する弓道場等の使用料が、公益目的利用の有無に関係なく、減額されるという取扱いについては、大いに疑問がある。

3 株式会社文化コーポレーション（施設所管課 生涯学習課）

（1）指定管理の概要

協 定 名 都城市コミュニティセンター施設の管理運営業務に関する基本協定書（以下、本項において「本件コミセン基本協定書」という。）

対 象 施 設 コミュニティセンター

指 定 期 間 平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで（5 年間）

指定管理料 9,248,000 円（平成 29 年度）

（2）監査の結果

ア 会計経理について

本件コミセン基本協定書第 42 条は、独立の預金口座を開設し、指定管理業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理する旨を定めているところ、指定管理者は、本件指定管理に係る専用口座を設けたものの、この専用口座で収入及び支出を管理していなかった。

施設所管課は、指定管理者が指定する本社口座を振込先として指定管理料を振り込んでいた。また、施設所管課は、上記事実について、定期モニタリングにおいて、「口座管理、経理の区分」について「適切に管理されている。」と評価していた。

なお、独立の預金口座に関する問題は、後述（第 7 の 2 の（1））する。

イ 自主事業に関する計画書について

本件コミセン基本協定書は、第 41 条第 2 項において、乙（指定管理者）は、自主事業を実施する場合は、甲（市）に対して、事前に「業務計画書」（以下「41 条業務計画書」という。）を提出し、甲の承諾を受けなければならない旨を定め、また、第 19 条第 1 項において、乙は、毎年度、甲が指定する期日までに、「業務計画書」（以下「19 条業務計画書」という。）を提出し、甲の「確認」を得なければならない旨を定めている。

指定管理者は、「基本協定書第 19 条に基づき、平成 29 年度事業計画書を提出します。」として、自主事業の実施を盛り込んだ 19 条業務計画書を提出したが、別途、41 条業務計画書の提出をしないまま、自主事業を実施していた。一方、施設所管課では、自主事業の実施について、「書面」により、明示的に承諾の手続を行っていなかった。

「41 条業務計画書」と「19 条業務計画書」は、いずれも「業務計画書」という用語を用いているため、「事業計画書」と題する文書が、「41 条業務計画書」と「19 条業務計画書」のいずれに当たるか明らかでない。自主事業の

実施を盛り込んだ「19条業務計画書」を提出すれば、「41条業務計画書」を改めて提出する必要はないと解される余地もある。

なお、現在の指定管理者制度様式集（平成30年4月改定）に示されている基本協定書（以下「基本協定書（様式）」という。）第19条第1項及び第46条第2項では、これらの「業務計画書」がいずれも「事業計画書」に改められていることからすると、これらは一見すると、同一の文書として取り扱っているようにも解される。

「19条業務計画書」は、毎年、指定管理者から当該業務計画書を提出させて、施設所管課（市）は、その内容が基本協定書・仕様書と合致しているかを「確認」する文書であるのに対して、「41条業務計画書」は、施設所管課が、指定管理者が行う自主事業の適否を判断して「承諾」を行うために提出を求める文書であることからすると、これらは、別個の行政行為に関する文書と解すべきである。

したがって、「41条業務計画書」について、例えば「自主事業計画書」と改称する措置を講ずる必要があるだろう。

4 真栄産業株式会社（施設所管課 環境施設課）

（1）指定管理の概要

協定名	都城市リサイクルプラザの管理運営業務に関する基本協定書
対象施設	リサイクルプラザ
指定期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで（3年間） 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）
指定管理料	84,854,128円（平成29年度） 90,691,000円（平成30年度）

（2）監査の結果

指摘する事項はなかった（軽微な内容については、別途、指導した。）。

5 社会福祉法人都城市社会福祉協議会（施設所管課 高崎市民生活課）

（1）指定管理の概要

協定名	① 都城市高崎デイサービスセンターの管理運営業務に関する基本協定書（以下、本項において「本件デイサービス基本協定書」という。） ② 都城市高崎老人福祉館の管理運営業務に関する基本協定書（以下、本項において「本件福祉館基本協定書」という。） ③ 都城市高崎介護予防ふれあい交流センターの管理運営業務に関する基本協定書（以下、本項において「本件介護予防基本協定書」という。）
対象施設	① 高崎デイサービスセンター

- ② 高崎老人福祉館
- ③ 高崎介護予防ふれあい交流センター

指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

- 指定管理料
- ① 0円（平成29年度）
 - ② 1,822,000円（平成29年度）
 - ③ 2,596,000円（平成29年度）

（2）監査の結果

ア 休館日について

都城市高崎デイサービスセンター条例（平成18年条例第131号）第8条及び本件デイサービス基本協定書別紙2（仕様書）第3項は、高崎デイサービスセンターにおいて、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、条例で定めた休館日を変更することができる旨を規定している。

指定管理者は、上記条例第8条において土曜日を休館日としていないところ、休館日とする取扱いをしていた。

施設所管課は、上記休館日の取扱いについて、適切な措置を講じていなかった。

なお、土曜日を休館日とする取扱いについては、これが公の施設であることに鑑みれば、施設の改修等臨時的な場合は市長の承認で足りるが、恒常的に休館日とする場合は条例改正の方法によるべきであろう。

イ 会計経理について

本件デイサービス基本協定書第41条、本件福祉館基本協定書第41条及び本件介護予防基本協定書第41条は、いずれも指定管理者は、指定管理業務に係る独立の預金口座を開設すべき旨を定めているところ、指定管理者は、いずれも指定管理に係る専用口座を開設せず、指定管理者の本部口座で管理していた。

施設所管課は、上記事実について、定期モニタリングにおいて、「口座管理、経理の区分」について「新会計基準の導入により、1つの経理区分（口座）で、本庁管理となった。」とし、「当初の計画どおり実施できた」と評価していた。

なお、独立の預金口座に関する問題は、後述（第7の2の（1））する。

第7 監査の意見

1 補助団体について

補助団体は、補助金が「市民から徴収された税金及びその他貴重な財源によってまかなわれている公金」（補助金交付事務の手引き（平成30年4月）の1（はじめに））であることに鑑み、補助対象事業の執行に当たっては、補助金の交付目的に沿って実施しなければならない。そして、所管課は、補助金の交付等に当たっては、「補助金交付事務の手引き」に示す「所管課側における留意点」の各事項を遵守しつつ、補助団体が補助金の交付目的に沿った事業を実施しているかについて留意しなければならない。

今回の監査では、監査の結果（第6の1の（2））で述べたとおり、補助金交付申請書類及び実績報告書類が、いずれも交付規則や要綱に規定する要件を満たしていなかった。

補助金等交付規則第14条は、補助金の額を確定するに当たって、所管課は、「報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合」しているかを審査しなければならない旨を規定している。そうすると、事業内容や収支状況を示す書類は、①補助金交付の決定、②①に付した条件の履行の確認、③補助金の額の確定等において重要な書類である、ということが出来る。したがって、所管課は、補助団体から提出された書類の審査に当たっては、この審査結果に基づいて公金が支出されるということを意識し、形式的に行うのではなく、その内容について厳格に審査することが求められる。

2 指定管理者について

（1）独立の預金口座について

指定管理料は、当該管理施設の管理運営に必要な経費の財源として、指定管理者に支払われる公金である。したがって、指定管理者は、当該管理施設を管理運営するために支出した経費を施設所管課に報告する一方、施設所管課は、市民に対して、これを説明する責任がある。

預金口座は、入出金の年月日、相手方及び金額が記載されているため、指定管理に係る専用の預金口座を設けることによって、指定管理に関する収支の経緯（資金の流れ）を、金融機関という第三者機関によって、証明することが可能になる。

基本協定書（様式）第47条は、乙（指定管理者）は、指定管理業務の実施に係る収入及び支出を適切に管理することを目的として、指定管理業務に係る独立の預金口座を開設し、その適切な運用を図る旨を定め、預金口座の開設を求めている。

この規定の趣旨は、その文言からは必ずしも明確ではないが、指定管理業務に係る会計取引について、独立の預金口座を利用することによって、指定管理

業務に関する会計処理の適正を担保し、もって、指定管理業務に関する会計の独立及び明確性の確保を意図したものと解される。

また、収支報告書は、事業実績報告書に文章で記載された事業内容を金銭の収支という観点から裏付けるものでもある。これは、指定管理者の損益額を含む、指定管理業務の内容、状況等を客観的に明らかにするとともに、次期の指定管理料の適切な算定や指定管理業務の仕組み自体の検討に資するなど、今後の方向性を探る材料ともなるものであるから、その正確性は極めて重要である。この正確性を担保するために、指定管理に関する資金の流れを証明する簡便な方法として、独立の預金口座を利用することとしているのである。

しかし、今回の監査の対象とした指定管理者3団体のうち基本協定書に定める独立の預金口座を開設していなかった事例（以下「未開設事例」という。）が1団体、また、開設しているものの、本社の口座で指定管理業務の実施に係る収支の管理をしていた事例（以下「未利用事例」という。）が1団体であった。

未開設事例について、当該指定管理者からは、複数の施設について指定を受けているほか、市からの委託事業や補助金事業等、多数の事業を行っており、「膨大かつ煩雑」な会計処理を実施するために、資金、資産の一括管理及び財務会計システムの見直し等を行い、各事業の専用口座を解消し、本部口座へ一本化した旨の説明があった。

また、未利用事例について、当該指定管理者からは、複数の施設について指定を受けており、人件費の管理や契約事務、物品等の発注等の事務を本社で一括して行うことで経費削減や事務処理の効率化を図るため、各施設の指定管理料を本社口座に全額送金し、本社で一元管理している旨の説明があった。

自治法においては、市長又は委員会は、指定管理者に対して、指定管理の業務又は経理の状況について報告を求め、実地について調査することができること（第244条の2第10項）、また、監査委員は監査ができること（第199条第7項）を規定している。この調査又は監査の対象は、当該指定管理業務に関するものに限定され、これと関係のない指定管理者独自の事業活動に及ばないことは当然である。このため、指定管理者は、個々の指定管理業務に係る経理と、指定管理者の行う独自の事業に係る経理とを明確に区分することが求められる。

指定管理業務に係る経理については、独立の預金口座で管理する方法が簡便であり、基本原則である。しかし、指定管理者独自の事業や多数の指定管理業務を行っている指定管理者が、会計処理システムを用いて会計処理をしている事例も多い。

したがって、施設所管課は、基本協定書を締結する場合において、指定管理者の会計処理の方法等を勘案した上、独立した預金口座で管理することが相当でないと認めるときは、指定管理者と協議し、個別具体的に独立の預金口座を

設けない取扱いを検討する必要がある。この場合、当該指定管理業務に係る収支及び資金の流れについて、指定管理者は独立の預金口座を設けた場合と同程度の透明性を確保すべき旨を、基本協定書に明記する必要がある。

(2) 指定管理者制度に関する運用基準の見直しについて

指定管理者制度発足から 15 年が経過した今日、指定管理者が主体的に指定管理施設の管理運営に当たる一方、当該施設の現場を熟知した市職員が減少している。

施設所管課には、指定管理者による管理運営の監視役を担っているのみならず、公の施設の最終責任者として、施設の課題や問題点を探り、有効なモニタリングを実施することにより、民間ならではの知恵や手法を取り込み、公の施設の管理運営に関する新たなノウハウを各施設所管課で蓄積するとともに、このノウハウを市の組織全体で共有し、もって、更なる市民サービスの向上に資することが求められている。

平成 29 年度の財政援助団体等監査報告書において、「指定管理者制度導入後十余年が経過した現在、更なる指定管理施設の利用促進及び住民サービスの向上に資するよう基本協定書等の見直しが求められる。」と監査委員の意見を述べた。

これらを踏まえ、今年度は、公の施設の管理運営状況から指定管理者制度の実態を把握し、より効果的・効率的な運用の在り方を提言することを目的として、別途、行政監査を実施しているところである。

指定管理者制度については、指定管理施設の老朽化と人口減少・少子高齢化が進行する中で、制度発足後 15 年の運用実績を踏まえ、制度に関する運用基準の抜本的な見直しが求められている。